

規制の事前評価書(要旨)

別紙3

政策の名称	15歳未満の者又は同意のない者を被保険者とする死亡保険の引受けに関する規定	
担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室	電話番号：03-3506-6000（内線3575） e-mail：RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成20年8月27日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】                      保険法（平成20年法律第56号）第67条第1項ただし書においては、傷害疾病定額保険契約について保険金受取人が被保険者の相続人である場合、被保険者の同意がなくても契約の効力を生ずるものとされ、現行商法（明治32年法律第48号）の下でもこれと同様に解されている。また、人の死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を受取る保険（以下「死亡保険」という。）において、被保険者が15歳未満である場合、未だ遺言能力がないことを考慮すると、被保険者本人の同意を得ることは困難である。                      上記の場合に、保険金額が高額となり得る保険については、その不正な利用の防止を図るため、保険会社が、保険金の限度額その他保険の引受けに関する社内規則等を定めた上で、それに基づき業務が運営されるための十分な体制を整備する必要がある。</p> <p>【内容】                      死亡保険のうち、①被保険者が15歳未満であるもの又は②被保険者本人の同意がないものを保険会社が引き受ける際には、保険の不正な利用の防止を図るため、保険金の限度額（各保険会社が設定可能な任意の額とする。）その他引受けに関する社内規則等を定めるとともに、当該社内規則等に基づいて業務を運営する体制の整備を保険会社に義務付ける。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	保険業法第100条の2、保険業法施行規則第53条の7
想定される代替案	15歳未満の者又は自ら同意のない者を被保険者とするすべての死亡保険に係る保険金の限度額について、内閣府令において被保険者保護の目的に即した一定の額を一律に定め、その遵守を義務付ける。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	社内規則等の策定及びそれに基づく体制整備のための費用が発生する。
	(行政費用)	策定された社内規則等及び整備された体制に対する監督・検査費用が発生する。
(その他の社会的費用)	保険商品の性質やニーズに応じてきめ細かな保険金限度額の設定が各保険会社において可能となるため、保険契約者のニーズが制約されるといった社会的損失が生ずるおそれが小さい。	
		代替案の場合
		本案と同種の費用が発生する。ただし、全商品を対象にシステム開発が行われることから、費用が増大すると考えられる。
		本案と同種の費用が発生する。ただし、策定された社内規則等及び整備された体制に対する監督・検査の対象が死亡保障に係る全商品に及び、本案の場合に比して広範囲となることから、費用が増大すると考えられる。
		対象の死亡保険に係る保険金の上限額を一律・一定の額と定めることにより、保険の効用が減殺され、社会的損失が発生するおそれが大きい。
規制の便益	便益の要素	
	上記死亡保険について、保険の不正な利用により被保険者の生命が危険にさらされるおそれが減少するため、被保険者保護が増進する。	
		代替案の場合
		(本案と同様。)
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係の分析                      本案においては、費用は行政費用を除けばいずれも規制導入初期にのみ顕著なものに限られており、被保険者保護による便益は規制導入後も増大が継続してもたらされると予想されることから、便益が費用を上回ると見込まれる。</p> <p>(2)代替案との比較                      保険の不正な利用の防止を図り被保険者を保護することにより得られる社会全体の便益は本案及び代替案で共通であるが、代替案に従い保険金限度額を法令で一律に規制した場合には、その規制の程度等において国民全体のコンセンサスを得ることが難しい上に、遵守費用、行政費用とも一層の増大が考えられることから、代替案は採用し難い。</p>	
有識者の見解その他関連事項	金融審議会第二部会第45回保険の基本問題に関するワーキング・グループ（平成20年7月3日）において了承された「未成年者・成年者の死亡保険にかかる内閣府令の概要」に基づき、本案を策定している。	
レビューを行う時期又は条件	保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行後、規定の実施状況について監視し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		